林野庁	四、七一七人	
水産庁	九七二人	
合計	二〇、一五八人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の農林水産省定員規則第一条の規定にかかわらず、農林水産省の本省の定員は、令和三年九月三十日までの間においては、一四、四七〇人とする。

○農林水産省令第十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十四条及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

農林水産大臣　野上浩太郎

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（実績報告） **第六条**　法第十四条の規定による報告は、補助事業等の完了の日から起算して一箇月を経過した日又は補助金等の交付の決定のあつた年度の翌年度の四月十日のいずれか早い期日までに、別に定める様式による実績報告書に別に定める書類を添え、農林水産大臣に提出してするものとする。ただし、農林水産大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。 2　（略） 別表（第五条関係）	（実績報告） **第六条**　法第十四条の規定による報告は、補助事業等の完了の日から起算して一箇月を経過した日又は補助金等の交付の決定のあつた年度の翌年度の四月十日のいずれか早い期日までに、別に定める様式による実績報告書に別に定める書類を添え、正副二部を農林水産大臣に提出してするものとする。ただし、農林水産大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。 2　（略） 別表（第五条関係）

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一	（略）	（略）	（略）
農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金 食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金 独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費補助金 食料安全保障確立対策事業費補助金 政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金 （略） 担い手育成・確保等対策事業費補助金			

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一	（略）	（略）	（略）
食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金 農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金 （新設） 政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金 食料安全保障確立対策事業費補助金 （略） 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金			

林野庁	四、七四〇人
水産庁	九五〇人
合計	二〇、四七一人